

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人正武福社会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、法人の理事及び監事並びに評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(理事の報酬)

第二条 理事の報酬については、無報酬とする。

(監事の報酬)

第三条 監事の報酬については、無報酬とする。

(評議員の報酬)

第四条 評議員の報酬については、無報酬とする。

(理事及び監事並びに評議員の報酬等の総額の公表)

第五条 理事及び監事並びに評議員の報酬等の総額の公表に関して、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、当該理事の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとする。

附則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。